主 文

本件上告を棄却する。

理 由

原判決後被告人の妻によつて選任された弁護人は、被告人のため上訴の申立をする権限がない(昭和四三年(あ)第二五三一号同四四年九月四日当小法廷決定参照。)。よつて、刑訴法四一四条、三八五条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四四年一〇月一五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	長裁判官	長	部	謹	吾
	裁判官	λ	江	俊	郎
	裁判官	松	田	=	郎
	裁判官	岩	田		誠
	裁判官	大	隅	健一	郎